

文部科学大臣杯 国際交流
第27回全国少年少女ヨット大会

はん そう し じ しょ
帆 走 指 示 書

1 てきようきそく
適用規則

この大会では、2001年 - 2004年国際セーリング競技規則(以下「競技規則」といいます。)
競技規則付則N、実施要項およびこの帆走指示書を使います。

2 こう かく
広 告

この大会では、広告はカテゴリーAだけにします。

3 せんしゆ れんらく
選手への連絡

3.1 りくじょう
陸上での連絡

陸上で選手に連絡する事からは、陸上の公式掲示板に貼り出します。この場合、公式掲
示板近くの信号柱にL旗を掲げて、音の信号を1回鳴らして合図します。

3.2 かいじょう
海上での連絡

海上で選手に連絡する事からは、本部船の掲示板に書き出します。この場合、本部船のマ
ストカポールにL旗を掲げて、音の信号を1回鳴らして合図します。
また、必要があるときは声で伝えることがあります。

4 はんこう
帆走指示書の変更

レース委員会は、競技規則 88.2(c)の規定にしたがって、帆走指示書を変更することがあり
ます。この場合、8月3日の午前8時00分までに公式掲示板に貼り出します。

5 陸上で出す信号

5.1 陸上で出す旗の信号は信号柱に揚げます。

5.2 A P旗が揚がった場合、「レースは延期されました。予告信号はA P旗が降った後30分以
降に出されます。」を表しています。

5.3 緑の旗が揚がった場合、「A海面とB海面両方のレース艇の出艇を禁止します。」を表しています。

また、緑の旗の下に黄色の旗が揚がった場合、「A海面のレース艇の出艇を禁止します。」を表し、緑の旗の下に白い旗が揚がった場合は、「B海面のレース艇の出艇を禁止します。」を表しています。

6 レースの日程

6.1 レースの日程は次のとおりです。

月 日	予告信号予定時刻	A 海 面		B 海 面	
8月3日 (土)	9:55	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第1レース	ミニホッパー級初級者	第1レース
	10:00	OP級上級者	第1レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第1レース
	引き続き	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第2レース	ミニホッパー級初級者	第2レース
	その5分後	OP級上級者	第2レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第2レース
	引き続き	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第3レース	ミニホッパー級初級者	第3レース
	その5分後	OP級上級者	第3レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第3レース
	引き続き	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第4レース	ミニホッパー級初級者	第4レース
	その5分後	OP級上級者	第4レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第4レース
8月4日 (日)	9:55	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第5レース	ミニホッパー級初級者	第5レース
	10:00	OP級上級者	第5レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第5レース
	引き続き	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第6レース	ミニホッパー級初級者	第6レース
	その5分後	OP級上級者	第6レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第6レース
	引き続き	ミニホッパー級上級者 シーホッパー級SR	第7レース	ミニホッパー級初級者	第7レース
	その5分後	OP級上級者	第7レース	OP級初級者ワンマン OP級初級者ツーマン	第7レース

1 天候によっては1日目に5レースを行う場合があります。この場合は、第4レースが終わるまでに、選手にわかるようにお知らせします。

2 1日目に5レースを行った場合は、2日目の最初のレースは第6レースとなります。

6.2 ^ひ ^{つづ}引き続き行われるレースは、本部船に^{アール} R 旗を揚げるとともに、必要があれば、声で「まもなくレースが行われる」ことを選手に伝えることがあります。この場合は音の信号は鳴らしません。引き続きレースを行うクラスの予告信号は、R 旗を降ろした（音の信号 1 回）後 1 分後に出します。

6.3 引き続きのレースを行わない場合は、フィニッシュライン又はその^{付近}に在るレースコミッティボートに A P 旗と^{エッチ} H 旗を揚げます。

6.4 8 月 4 日に行われるレースについては、1 1 時 0 0 分を過ぎてからは予告信号を出しません。

7 クラス旗

クラス旗は次の旗を使います。

- ・ ミニホッパー^{きゅうじょうきゅうしや}級上級者とシーホッパー級 S R シーホッパー S R 旗
- ・ O P 級上級者 O P 旗（黒）
- ・ ミニホッパー^{しよきゅうしや}級初級者 ミニホッパー旗
- ・ O P 級初級者ワンマンと O P 級初級者ツーマン O P 旗（赤）

8 レースエリア

レースエリアは、^{べつず}別図にしめす宮城県名取市^{ゆりあげ} 関上^{かいじょう} 沖の海上で、^{えん} おおむね^{かこ} 円で^{はんい} 囲んだ範囲とします。

9 コース

9.1 レースのコース（^{かん} マーク間の^{きより} およその^{かくど} 距離、^{とあ} 角度、^{じゅんじよ} 通らなければならないマークの^{じゅんじよ} 順序と各マークの通らなければならないサイド）は、図 1、図 2、図 3 および図 4 に書いてあるとおりとします。

9.2 レース艇の帆走すべきコースは次のとおりとします。

- ・ ミニホッパー級上級者とシーホッパー級 S R コース 1（A 海面）
- ・ O P 級上級者 コース 2（A 海面）
- ・ ミニホッパー級初級者 コース 3（B 海面）
- ・ O P 級初級者ワンマンと O P 級初級者ツーマン コース 4（B 海面）

図1 コース1 S-1-2-3-2-3-F 風向

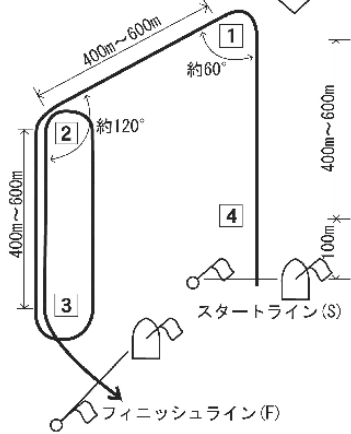


図2 コース2 S-1-4-1-2-3-F 風向

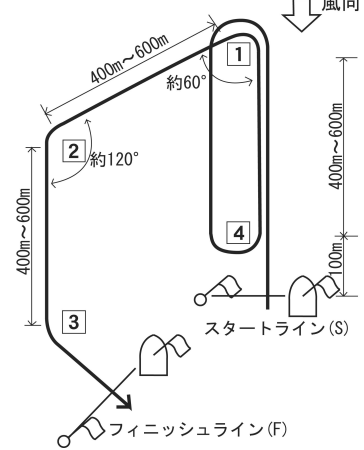


図3 コース3 S-1-2-3-1-3-F 風向

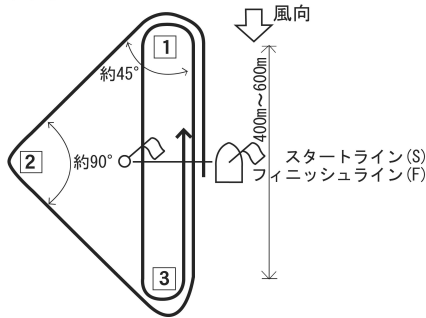
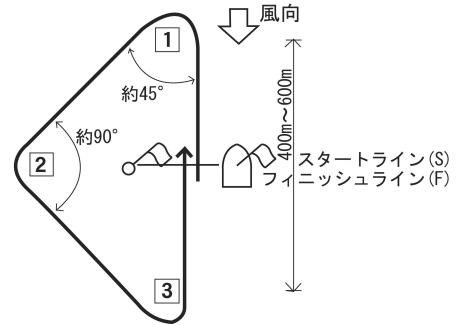


図4 コース4 S-1-2-3-F 風向



10 マーク

各マークは、数字が書いてある円筒形のブイとし、A海面ではオレンジ色、B海面では黄色のものを使います。

11 スタート

11.1 レースのスタートは、競技規則 26 にもとづき、本部船において次の方式により行います。

信号種別	しかく 視覚信号 (旗)	おんきょう 音響信号	スタートまでの時間
予告信号	クラス旗を掲揚	1 声	5 分
じゅんび 準備信号	ビー P 旗又は黒色旗を掲揚	1 声	4 分
1 分前信号	P 旗又は黒色旗を降下	長音 1 声	1 分
スタート信号	クラス旗を降下	1 声	0

11.2 スタートラインは、レースコミッティボートのオレンジ色の旗を掲げたポールとオレンジ色の旗を掲げたブイまたはレースコミッティボートの間とします。

11.3 予告信号がまだ出されていないクラスの艇は、スタートラインからおおむね 50m^{いじょうはな}以上離れ、かつコースサイドに立ち入ってはいけません。また、すでに予告信号が出されたクラスの艇^さを避けなければなりません。

11.4 スタート信号のあと 4 分を過ぎてから、コースサイドに向けてスタートラインを横切^{よこぎ}った艇は D N S と記録^{ディーエヌエス きろく}されます。これは競技規則 A4.1 を変更するものです。

1 2 セール^{ばんごう}番号の書き出し

競技規則 30.3「^{こくしよくき}黒色旗規則」が使われたレースでは、ゼネラルリコール信号が出された場合、又はレースがスタートしたあとに中止^{ちゅうし}された場合には、黒色旗規則に違反^{いはん}した艇のセール番号を本部船^{こうぶ}の後部に書き出します。

1 3 フィニッシュ

13.1 フィニッシュラインは、レースコミッティボートのオレンジ色の旗を掲げたポールと、もう 1 艇のレースコミッティボートのオレンジ色の旗を掲げたポール、またはオレンジ色のブイの間とします。

13.2 コースが短縮^{たんしゆく}された場合のフィニッシュラインは、回航^{かいこう}マークとレースコミッティボートのオレンジ色の旗を掲げたポールの間とします。

1 4 タイムリミット

14.1 タイムリミットは、競技規則 28.1 にしたがって、かつ競技規則 30.3 に違反^{いはん}しないでスタートした先頭艇^{せんとうてい}のフィニッシュ後 15 分とします。

14.2 タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は D N F と記録^{ディーエヌエフ}されます。これは競技規則 35 と A4.1 を変更するものです。

1 5 抗議^{こうぎ}と救済^{きゆうさい}の要求^{ようきゅう}

15.1 抗議や救済の要求をする艇の乗員は、レース事務局^{じむきょく}できめられた用紙^{ようし}をもらい、それに必要なこと^{きんじゆう}を記入して、その日のそのクラスの最終^{さいしゅう}レースが終わってから 70 分以内にレース事務局に出さなければなりません。抗議および救済の要求の締切時刻^{しめきりじこく}は公式掲示板に貼り出します。

15.2 レース事務局は、プロテスト委員会による競技規則 61.1(b)にしたがって行う艇への抗議の連絡を、抗議締切時刻までに公式掲示板に貼り出します。これは競技規則 61.1(b)を変更するものです。

15.3 競技規則付則 N にしたがって、競技規則 42 の違反を認めた艇、またはプロテスト委員会

により失格とされた艇のセール番号などは、抗議締切時刻までに公式掲示板に貼り出します。

- 15.4 プロテスト委員会による抗議に関する審問は、原則として受付順に行うものとします。当事者や証人として指名された者への審問場所、時刻などの連絡は、抗議締切時刻の 30 分以内に公式掲示板に貼り出します。

16 得点

- 16.1 得点の方式は、各クラスとも競技規則付則 A4（低得点方式）を使います。
- 16.2 本大会は、各種目とも 1 レースの終了をもって成立するものとします。
- 16.3 艇の総得点は、終了したすべてのレースにおけるその艇の得点の合計とします。ただし、7 レースが成立した場合は、最も多い得点を除くことにします。
- 16.4 タイを解く場合は、附則 A8 を使います。

17 申告

- 17.1 出艇しようとする艇の艇長は、レース事務局に用意してある申告用紙に名前を記入してから、出艇しなければいけません。この場合、引き続きのレースが予定されているときは、引き続きのレースの分もいっしょに申告してください。レースに出ない場合は、リタイア報告を出してください。
- 17.2 上で説明した出艇申告やリタイア報告は、その日のその種目の最初のレースの予告信号が予定されている時刻の 60 分前から 30 分前までにしてください。
- 17.3 帰着した艇の艇長は、すぐにレース事務局に用意されている用紙に自分の名前を書いて、帰着したことを申告しなければなりません。
- 17.4 帰着申告の受付時間は、その日のその種目のレース終了後 60 分とします。ただし、レース委員会は、必要があるときは、この時間を延長することがあります。
- 17.5 リタイアしようとする艇の乗員は、リタイアすることを付近のレースコミッティポートに伝えなければなりません。ただし、どうしてもリタイアすることを伝えられなかった場合、艇長は、帰着後、帰着申告のうえ、次の 17.6 に書いてあるリタイア報告書にその理由を書いて出してください。
- 17.6 リタイアした艇の艇長は、帰着申告を行ったうえで、リタイア報告書をレース事務局に提出しなければなりません。

18 安全の確保

- 18.1 艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、有効な浮力を有する救命補助具（ライ

フジャケット)を着なければなりません。

18.2 艇は救助や曳航などのため、十分な強さをもつ長さ 8 m以上のロープ(バウライン)を積まなければなりません。

18.3 艇の乗員は、助けてほしいときは、付近の救助艇などに対して、声を出して叫んだり、両手を大きくふって合図してください。

18.4 レース委員会は、艇やその乗員が危険な状態にあると判断した場合は、その艇に対してリタイアするようすすめるとともに、乗員の意思に関係なく、救助することがあります。

18.5 B海面に出場する艇は、レース事務局で用意した識別マークをマストのピークに取り付けてください。

19 無線通信の禁止

艇の乗員は、レース中において、支援艇の乗員又はその他の者と無線機器(携帯電話を含む)を使って通信を行ってははいけません。

20 支援艇

20.1 この大会に参加する団体において、レース艇の支援などを目的とする艇(以下「支援艇」といいます。)を使用する場合は、あらかじめレース事務局に用意されている様式により届け出てください。

20.2 支援艇は、出艇から帰着までの間、レース事務局に用意されている白色旗を掲げてください。

20.3 支援艇は、レース中において、レース艇に物を渡したり、預かったりしてはいけません。また、戦術などを指示してはいけません。

20.4 支援艇は、レース艇やレースコミティポートの航行を妨害してはいけません。

20.5 支援艇は、各クラスのレースの予告信号からレース終了までの間、レースエリアを航行してはいけません。ただし、次の 19.6 にしめすレース委員会からの救助要請があった場合を除きます。

20.6 支援艇は、海象の変化などにより、レース委員会からレース艇の救助要請を受けた場合は、これに応じ、救助活動にあたらなければなりません。レース委員会からの救助要請は、各レースコミティポートに赤十字旗を掲げることをもってその合図とします。

以上